

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱について（諮問文）



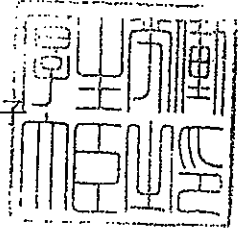
厚生労働省発職0116第2号

平成24年1月16日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

平成二十四年四月一日から一年間、雇用保険率を千分の十三・五（農林水産業及び清酒製造業については千分の十五・五、建設業については千分の十六・五）とするものとする。